第明治三十五種郵便物認可
△
○　○
1　平成28年10月17日　月曜日　官　報　（号外政府調達第194号）

官報

編集・印刷　独立行政法人国立印刷局

政府調達公告版

目次

入札公告
入札公告　1
入札公告（建設工事）　37

招請
資料提供招請に関する公表　40
意見招請に関する公示　42

随意契約
随意契約に関する公示　43

落札
落札者等の公示　45

この政府調達公告版に掲載される入札公告、入札公示及び落札者等の公示は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を含みます。

入札公告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年10月17日
支出負担行為担当官
関東財務局総務部次長　寺田　早苗

◎調達機関番号　015　所在地番号　11

本調達は、府省共通の「電子調達システム」（https://www.geps.go.jp/）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

1　調達内容

⑴　品目分類番号　78

⑵　購入等件名及び数量　（H29）未利用国有地管理（首都圏地区）業務　一式

2　委託業務の仕様等

実施要項及び入札説明書による。

3　委託する対象地域

首都圏地区（東京都（島しょを除く）、埼玉県、神奈川県、千葉県、山梨県）

4　委託予定数量

委託期間における委託予定数量は下記８入札説明会参加者に後日通知する。

なお、委託予定数量はあくまで目安であり、国の都合により増減する。

5　入札方法

業務ごとの単価に委託予定数量を乗じた金額の合計で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることはできない。

6　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、本契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。（ただし、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者で、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）

⑷　入札を行う地域の競争参加資格（全省庁統一資格又は財務省競争参加資格）を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。なお、入札書の提出期限までに、「資格審査結果通知書」の写しを提出すること。全省庁統一資格は、平成27年12月24日付「競争参加者の資格に関する公示」に記載されている時期及び場所で受け付け、財務省競争参加資格は、当局ホームページに記載されている時期及び場所で受け付ける。また、仕様書で定める業務に応じて、次の①から⑨の資格を全て有する者であること。

①　「巡回業務」を行う者は、平成27・28年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは平成28・29・30年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

②　「草刈・保守業務」を行う者は、平成27・28年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、あるいは平成28・29・30年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

③　「柵設置業務」を行う者は、平成27・28年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

④　「看板作成設置等業務」を行う者は、平成27・28年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは平成28・29・30年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑤　「樹木伐採業務」を行う者は、平成27・28年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

⑥　「投棄物撤去業務」を行う者は、平成27・28年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは平成28・29・30年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑦　「巣撤去等業務」を行う者は、平成27・28年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は平成28・29・30年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。